

第23回検討会における主な発言

第24回原爆症認定制度の在
り方に関する検討会

資料1

平成25年10月29日(火)

- 難しい整理になると思うが、それぞれの議論の意見について、どうウエートづけをしていくかということを配慮してほしい。
- 司法と行政との乖離を含めて、今の認定制度は破綻しているから全面的に考え直すべきであるという意見と、今の認定制度をよりよくするという観点から議論を詰めていくべきではないかとの意見があり、振り返ると、そこが議論の出発点だろうと思う。
- （検討会では）司法との乖離をできるだけ埋めて、裁判にかけなくとも済む制度をつくりしていくにはどうしたらしいかを検討しようということ。だから、司法と行政の乖離がどういうところにあったかということから入らなくてはいけない。
- 議論の流れから、こういう経過があったけれども結論的にはこちらのほうの意見が重かったとか、あるいは、方向性としてはこうであったとかと明確にする整理が必要ではないか。
- 「新しい審査の方針」を啓発し、理解を得ていくという方向性が明確に示されてこなければいけないのでないか。
- （乖離について）認定制度に取り入れる前提なら、科学性がないものは入ってこない危険性が高くなってくる。だから、その部分の議論なくして乖離の解消はできないと思う。
- ウエートづけの前に、議論の結果、どこまで一致する点として到達し一致できない部分が残って、結論的には意見が最後は分かれるように持っていたほうが、お互いに歩み寄った形になる。最初から両論併記の書き方では、意見をぶつけ合って相入れないということだけで終わってしまう。
- 「司法判断と行政認定の乖離の解消について」という柱が後ろになっているが、これを前のほうに持ってくる整理が、議論の流れからいうとベターではないか。
- 司法は、科学的知見は重要だとしても、それにこだわってはいけないという言い方もしているので、そういう議論をしていかないといけない。

- 司法と行政との乖離は（検討の）重要なきっかけの1つであるが、（検討会で）課せられた使命はあくまでも認定制度のあり方を考えているわけで、そのために多面的な視点が必要であろうということから議論が進んでいると思う。
- 司法と行政の乖離がどういうものなのかは、今までの検討結果をきちんと集約する形でまとめる必要があるとは思うが、それはいわば書き出しの部分であって、その後はやはりテーマ別にきちんと詰めていくという作業になっていくと思う。
- 判決のほとんどが今の法律の趣旨は何であるか、国の補償的な立場に立つ援護であるということを書いている。
- 調査して出た科学的な結果は厳然として存在する。その事実を無視して全体の援護の話が行ってしまうと、ちょっとずれてしまうような気がする。（御協力を頂いた）これまでに亡くなられた被爆者の方たちは、科学の事実を世界に伝えるために努力してこられた。その貢献を全部無視していいのだろうかという気持ちが非常にある。
- （科学的な結果を）無視しているつもりはない。（裁判で）行政が（認定）却下した人の大部分を認定すべきだと言ってきた背景は科学的知見だけではない。
- 被爆者手当を全員に支給すべきとの主張で、みんなに放射線起因性があるから言ったことはない。原爆がいろいろ被爆者を苦しめてきたことから考えれば、被爆者全員に相当の手当があってもいいのではないかという言い方をした。放射線が起因する疾病について手当を加算と言っており、無視しているわけではない。
- 資料3の2頁（放射線起因性については、被爆者全員に手当を支給すべきという意見がみられた）について、起因性をこういう趣旨で被爆者が主張していると書かれているのは全く納得できない。起因性を否定しているわけではない。
- 少なくともがんに関して3・5キロ以内の方たちを積極的に認めていることにつき、疫学調査等ではデータが明確ではないところも認めているということを、書いておいてほしい。
- （資料3の4頁）「測定できず不明である」ではなくて「残留放射線の影響は今となつては検出限界以下のレベルであること等から」というような形にしてほしい。

- （資料3の4頁）「その影響は相当小さいとの意見～」について、事実としてあるので「小さく」として、その後に「意見がみられた」という形にまとめた方が正確である。
- （見直しは）今生きている被爆者に対するものでなければいけない。被爆者の寿命のことも考えなくてはいけない。「新しい審査の方針」にプラス裁判のほうの問題があり、入れ込まなければいけないが、科学の世界、医学の世界も勉強しながら中身のほうを詰めていく必要がある。
- （資料3の4頁に関し）行政は残留放射線の問題をほとんどネグレクトしているのではないかという指摘があつて、いやそうではないという議論があった。それで、科学的知見としてはどういう捉え方があるのかと。それから、司法はやはり個別判断だからということで、そこの影響性を行政がどの程度に受けとめるべきかというような議論があった。（書いてある内容の）議論の経過を少し書き込んでいただきたい。
- （資料3の4頁）「制度設計として取り込めないと割り切る」について、この書き方だと残留放射線は制度に取り込めないような形になってしまふので、現状の審査以上の知見を取り込むことができないなど、正確に書いてほしい。
- （資料3の4頁）「健康に影響を与えるような量が確認されたことはない」について、ここまで言い切ってしまっていいかどうか、疑問に思う。
- （資料3の5頁）放射線にかかる疾患の確定的影響と確率的影響があるということは、もう全ての教科書に書かれている。確率的影響と確定的影響は分けて考えるということが、疾患の場合には必要ではないか。
- （資料3の6頁）がん、白血病のたぐいと、「放射線起因性のある」という枕詞のついで追加された疾病で、審査の方針の書きぶりをわかりやすく整理するだけではなく、放射線との関係性で意味で違うことを明確にするほうが、科学的な説明もしやすいし、司法と行政とのギャップが解消していくきっかけになると思う。

- （放射線起因性のあるとして）追加された疾病というのは（放射線との）関係性がかなり薄いものも含まれている。その趣旨をはっきり書いていくべき。認定の要件というレベルで、積極的に全部認定していくということではないのだということを明確にするこということが必要である。
- （資料3の7頁）「治癒する見通しの高い疾患については、新たに対象疾患として拡大すべきではない」について、はょった書き方になっているので、もう少し正確に書いた方が良い。
- （資料3の9頁）司法判断は個別の判断だから、取り入れてもしようがないということで議論が出発しているのであれば、そもそも乖離を埋めようなんていう話にはなっていない。囲みの中をもう少し丁寧に書く必要があるのではないか。
- （資料3の8頁）手当の区分導入に賛成と慎重論とが対立していた理解ではなく、むしろ区分ということがうまくできるなら、それがベターではないかという意見が大勢ではないか。区分の設定にそう大きな意見の違いはないとして、どういう点に注意をしていくべきかで様々な意見があったという整理が実情に合っていると思う。
- （資料3の9頁、10頁）論点を並べるだけではなくて、過去の行政の対応や、検討会の意見も含めて、埋めようとした経過を整理したほうが、前のほうに持っていく際には、良いのではないか。
- 司法は最高裁の判例から、（被爆者援護法は）国家補償的配慮のある法律として、科学的な起因性について余りこだわってはいけないということを言っている。そういう流れの中で相当な蓋然性ではだめだという意味での高度な蓋然性でしかなく、放射線起因性を厳密に言わないといけないという意味での高度な蓋然性ではないはずである。
- 法の趣旨があるからこそ私たちは議論をしていると、そのぐらいのことは言ってもいいのかもしれない。
- 乖離の問題を最初に持ってきて、それから認定や手当、最終的に制度をどうするかという資料の組み立てにしてほしい。

- 科学的に証明された影響があるのだということをどこかにきちんと押さえた上で、援護の（制度の）中に入れていただきたい。それは科学的にも証明されているものがあるとしてほしい。
- （資料3の9頁、10頁）乖離は完全には解消しないという表現は、余り印象はよくない。そもそも行政と司法との役割が違うのだから、乖離と言われるものについて埋めていく努力は必要であるが、やはり役割が違うことから、乖離が残ることはやむを得ないところがあるというニュアンスだった。しかし、完全には解消しないと言うと何か切り捨ててしまうみたいな感じなので、真摯な議論をしてきた経過からいうと余り適切ではないので、表現を工夫してほしい。
- 本当に不条理な中で被爆した方々への国民の理解をしてもらう上で、そのアピールと制度設計はきちんとリンクさせて、方向性を見出していくのは、ものすごく大事だと思う。
- 援護法の冒頭に書いているように、援護対策を講じるという法律なので、援護ということは当然の前提として、その具体的な内容をどこまで考えるのが適當かということで議論をしている。当然といえば当然のことですけれども、そこは最終的な報告で再確認しておく方が、社会的に国民的な理解も得られやすいのではないか。
- 司法は、行政は（被爆者の援護を）考えているかもしれないけれども十分でないよと判断でほとんど言っている。